

令和6年定例会 提出議案件名一覧表(9月17日上程分)

議案第110号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
議案第111号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
議案第112号	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
議案第113号	三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案
議案第114号	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
議案第115号	公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案
議案第116号	工事請負契約について（三重県警察本部科学捜査研究所棟ほか建築工事）
議案第117号	財産の取得について
議案第118号	財産の取得について
議案第119号	財産の取得について
議案第120号	財産の処分について
議案第121号	令和5年度三重県流域下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
認定第1号	令和5年度三重県水道事業会計決算
認定第2号	令和5年度三重県工業用水道事業会計決算
認定第3号	令和5年度三重県病院事業会計決算
認定第4号	令和5年度三重県流域下水道事業会計決算

令和6年定例会9月定例会会議 請願審査結果一覧表

区 分	総 数	採 択	一部採択	不採択	審査中	継続審査	審議未了	その他
新規分	13	12		1				
審査中分								
計	13	12		1				

(請願)

(新規分)

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹介議員	審査結果	処理経過及び結果の 報告を求めるもの
総務地 域連携 交通	請 21	トラック運送事業者の持続可能な経営を維持するため国に更なる役割を求めることについて	津市栄町1丁目941 (一社)三重県トラック協会 会長 小林 俊二	荊原 広樹 龍神 啓介 辻内 裕也 中瀬 信之 石垣 智矢 稲森 稔尚 小島 智子 村林 聡 長田 隆尚 今井 智広	採択	

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹介議員	審査結果	処理経過及び結果の 報告を求めるもの
総務地 域連携 交通	請 22	自動車関係諸税などの見直し に関する意見書の提出を求め ることについて	鈴鹿市平田町 1907 全日本自動車産業労働組合総連 合会 三重地方協議会 議長 片山 智成	荊原 広樹 龍神 啓介 辻内 裕也 中瀬 信之 石垣 智矢 稲森 稔尚 田中 智也 小島 智子 村林 聡 長田 隆尚 今井 智広	採択	
総務地 域連携 交通	請 23	買取再販で扱われる住宅の取 得に係る不動産取得税の特例 措置における提出書類の見直 しについて	津市上浜町 1 丁目 6 - 1 公益社団法人三重県宅地建物取 引業協会 会長 村井 浩一 津市上浜町 1 丁目 6 - 1 三重県宅建政治連盟 会長 後藤 明德	龍神 啓介 辻内 裕也 石垣 智矢 稲森 稔尚 村林 聡 長田 隆尚 今井 智広	採択	○

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹介議員	審査結果	処理経過及び結果の 報告を求めるもの
政策企 画雇用 経済観 光	請 24	カーボンニュートラル達成に 向けた自動車産業への支援の 拡充等について	鈴鹿市平田町 1907 全日本自動車産業労働組合総連 合会 三重地方協議会 議長 片山 智成	荊原 広樹 龍神 啓介 辻内 裕也 芳野 正英 中瀬 信之 田中 智也 小島 智子 村林 聡 長田 隆尚 今井 智広	採択	
医療保 健子ど も福祉 病院	請 25	国保総合システムの開発や運 用に対する国の財政支援に関 する意見書の提出を求めるこ とについて	津市桜橋 2 丁目 96 番地 三重県自治会館内 三重県国民健康保険団体連合会 理事長 鈴木 健一	荊原 広樹 龍神 啓介 辻内 裕也 芳野 正英 中瀬 信之 石垣 智矢 稲森 稔尚 小島 智子 村林 聡 長田 隆尚 今井 智広	採択	

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹介議員	審査結果	処理経過及び結果の 報告を求めるもの
防災県 土整備 企業	請 26	買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置の要件の緩和について	津市上浜町1丁目6-1 公益社団法人三重県宅地建物取引業協会 会長 村井 浩一 津市上浜町1丁目6-1 三重県宅建政治連盟 会長 後藤 明德	辻内 裕也 石垣 智矢 稲森 稔尚 村林 聡 長田 隆尚 今井 智広	採択	
教育警察	請 27	県独自の学級編制基準の改善によって、25人下限条件をなくし、真の30人学級実現を求めることについて	四日市市笹川1丁目52-16 30人学級実現とゆきとどいた教育を求める会 代表 吉野 啓子	吉田 紋華 稲森 稔尚	不採択	
教育警察	請 28	県立高等学校の制服の指定について複数メーカーが参入できる方法の導入を求めることについて	津市万町津174 荒川制服株式会社 代表取締役 荒川 博 ほか5名	荊原 広樹 龍神 啓介 辻内 裕也 吉田 紋華 芳野 正英 中瀬 信之 石垣 智矢 稲森 稔尚 小島 智子 村林 聡 今井 智広	採択	○

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹介議員	審査結果	処理経過及び結果の 報告を求めるもの
教育警 察	請 29	子どもの貧困対策の推進と就 学・修学支援に関わる制度の拡 充を求めることについて	津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター 2 F 三重県 P T A 連合会 会長 木原 剛弘 ほか 3 名	荊原 広樹 龍神 啓介 辻内 裕也 吉田 紋華 芳野 正英 中瀬 信之 石垣 智矢 稲森 稔尚 小島 智子 村林 聡 長田 隆尚 今井 智広	採択	
教育警 察	請 30	教職員の欠員を速やかに解消 する施策の実行および教職員 定数改善計画の策定・実施と教 育予算拡充を求めることにつ いて	津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター 2 F 三重県 P T A 連合会 会長 木原 剛弘 ほか 3 名	荊原 広樹 吉田 紋華 芳野 正英 中瀬 信之 稲森 稔尚 小島 智子	採択	

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹介議員	審査結果	処理経過及び結果の 報告を求めるもの
教育警 察	請 31	防災対策の充実を求めること について	津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター 2 F 三重県 P T A 連合会 会長 木原 剛弘 ほか 3 名	荊原 広樹 龍神 啓介 辻内 裕也 吉田 紋華 芳野 正英 石垣 智矢 稲森 稔尚 小島 智子 村林 聡 長田 隆尚 今井 智広	採択	
教育警 察	請 32	義務教育費国庫負担制度の充 実を求めることについて	津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター 2 F 三重県 P T A 連合会 会長 木原 剛弘 ほか 3 名	荊原 広樹 吉田 紋華 芳野 正英 稲森 稔尚 小島 智子	採択	

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹介議員	審査結果	処理経過及び結果の 報告を求めるもの
教育警 察	請 33	教職員の欠員、不補充の速やかな解消および子どもたちの豊かな学びを保障する教職員配置のさらなる充実を求めることについて	津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター 2F 三重県PTA連合会 会長 木原 剛弘 ほか3名	荊原 広樹 吉田 紋華 芳野 正英 稲森 稔尚 小島 智子	採択	○

令和6年定例会9月定例会会議 意見書案一覧表

令和6年10月

[意見書案]

○政策企画雇用経済観光常任委員会提出

意見書案第13号 カーボンニュートラル実現に向けた自動車産業への支援の
拡充等に関する意見書案

○医療保健子ども福祉病院常任委員会提出

意見書案第14号 国保総合システムの開発及び運用に対する国の財政支援を
求める意見書案

○防災県土整備企業常任委員会提出

意見書案第15号 買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例
措置の適用期限の延長及び要件の緩和を求める意見書案

○総務地域連携交通常任委員会提出

意見書案第16号 トラック運送事業者の持続可能な経営を維持するため国に
更なる役割を求める意見書案

○環境生活農林水産常任委員会提出

意見書案第17号 日本型直接支払制度の拡充を求める意見書案

○総務地域連携交通常任委員会提出

意見書案第18号 自動車関係諸税等の見直しを求める意見書案

○教育警察常任委員会提出

意見書案第19号 子どもの貧困対策等を踏まえた就学及び修学支援に関する
制度の拡充を求める意見書案

意見書案第20号 教職員の欠員等を速やかに解消する施策の実行並びに教職
員定数改善計画の策定及び実施並びに教育予算の拡充を求
める意見書案

意見書案第21号 学校における防災対策の充実を求める意見書案

意見書案第22号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案

○議員発議

意見書案第23号 同性婚の法制化に係る議論の促進を求める意見書案

- 意見書案第24号 緊急浚渫推進事業債の延長を求める意見書案
意見書案第25号 相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する
意見書案

意見書案第13号

カーボンニュートラル実現に向けた自動車産業への支援の拡充等
に関する意見書案

上記提出する。

令和6年10月4日

提 出 者

政策企画雇用経済観光常任委員長 石 垣 智 矢

カーボンニュートラル実現に向けた自動車産業への 支援の拡充等に関する意見書案

令和3年6月、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定され、2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロを目標とした、14の重要分野における実行計画を含む成長戦略が示された。自動車産業に関しては、2035年までに乗用車新車販売で電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車をいう。以下同じ。）100%を実現するとの目標が掲げられ、電動車の普及促進に取り組んでいくことが重要である。

このような中、日本の電動車比率は、令和5年の国内新車販売において5割程度になったものの、電気自動車及び燃料電池自動車の比率は低く、かつ燃料電池自動車は前年から販売台数が減少している。2035年までに乗用車新車販売で電動車100%を実現するためには、魅力ある製品の提供とインフラの整備を両輪で進めていく必要があり、充電設備、水素ステーション等の更なる設置の加速化が求められる。

また、自動車産業は、慢性的な人手不足、エネルギー及び原材料価格高騰、カーボンニュートラル実現にも寄与するGX・DXへの対応等の山積する産業課題への対応も求められている。持続的な産業の維持及び発展に向けては、国内で良質かつ多くの雇用を生み出す自動車産業に係るサプライチェーン全体でのカーボンニュートラル実現に向けた取組の推進が不可欠となることから、中小・中堅企業も含めた事業変革へ対応していく新規投資を進めていくことが必要である。

加えて、中小・中堅企業等の事業変革によって生じる、必要となる職業能力の変化等の環境変化にかかわらず、良質かつ多くの雇用を維持・拡大するため、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるよう支援していくことが重要である。

よって、本県議会は、国に対し、カーボンニュートラル実現に向けた自動車産業への支援の拡充等に関して、下記の措置を講じるよう強く求める。

記

- 1 充電・充てんインフラの拡充をはじめとした次世代エネルギー車普及に資する環境整備を進めること。
- 2 事業転換又は成長投資への支援を行い、中小・中堅企業支援を拡充すること。
- 3 事業転換又は成長投資に伴う環境変化に対応するための労働者支援を行い、事業変革の際の雇用の維持・拡大を図ること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 稲垣 昭 義

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

環境大臣

G X 実行推進担当大臣

意見書案第14号

国保総合システムの開発及び運用に対する国の財政支援を求める
意見書案

上記提出する。

令和6年10月4日

提 出 者

医療保健子ども福祉病院常任委員長 石 田 成 生

国保総合システムの開発及び運用に対する 国の財政支援を求める意見書案

公益社団法人国民健康保険中央会及び各都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が開発運用している「国保総合システム」は、診療報酬等に係る審査支払系システム及び保険者の各種業務を共同して行うための共同処理系システムから成り立っており、国民健康保険を適切に運用していくに当たって不可欠な基幹的システムである。

国保総合システムについては、機器の保守期限到来に伴い、令和6年3月、社会保険診療報酬支払基金との審査支払システムの共同利用、クラウド化等のシステム更改を終えたが、システム障害対策等に時間を要するなど開発期間が限られ、システムを最適化させるまでには至らなかった。

現在、支払基金及び審査領域を共同利用するためのシステム開発に向けた検討を進めているが、この実現のためにもシステムの一層の最適化を図る必要がある。

このようなことを踏まえたシステムの最適化に係る開発、保守及び運用には多額の費用を要するが、それを国保連合会が保有する積立金だけで賄うことは困難であり、審査支払手数料の引上げ等により国民健康保険の保険者（以下「国保保険者」という。）が負担せざるを得なくなることが懸念される。

しかしながら、市町村を中心とする国保保険者は財政が脆弱な団体が多く、これらに要する費用を国保保険者が負担することは、国保保険者の財政に対して甚大な影響を与え、被保険者が負担する保険料（税）の引上げにつながりかねない。

よって、本県議会は、国保総合システムが極めて公共性が高い重要なインフラとしての役割を担っていることから、国保総合システムの最適化に当たって、国保保険者に新たな財政負担、ひいては被保険者の新たな負担が生じないように、国において十分な財政支援を講じるよう強く要

望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 稲垣昭義

(提 出 先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

意見書案第15号

買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置の適用期限の延長及び要件の緩和を求める意見書案

上記提出する。

令和6年10月4日

提 出 者

防災県土整備企業常任委員長 中 瀬 信 之

買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置の適用期限の延長及び要件の緩和を求める意見書案

平成 27 年度税制改正により、宅地建物取引業者が中古住宅を買い取り、取得の日から 2 年以内に住宅性能の一定の向上を図るための改修工事を行った上で個人に譲渡し、当該個人がその住宅を自己居住用に供した場合、宅地建物取引業者による当該住宅の取得に課される不動産取得税を減額する特例措置が創設された。

近年、新築建物の価格が上昇しており、個人が取得する中古住宅におけるリフォーム及びリノベーション需要が増加するとともに、宅地建物取引業者による買取再販住宅の人気が出ている中、この特例措置は、中古住宅の流通を促進させる施策であり、空き家対策としても有効なものと考えられているが、今年度末で適用期限を迎えることとなる。

また、この特例措置は低価格又は築浅の物件には不向きであり、内装が良好な物件には適用されず、一部の物件にしか活用できないため、地方では使いにくい状況にある。

よって、本県議会は、国に対し、一層の中古住宅の流通の促進を図り、空き家対策を講じるため、下記の事項の実施を強く求める。

記

- 1 今年度末で適用期限を迎えることとなる買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置の適用期限を延長すること。
- 2 特例措置の要件として、宅地建物取引業者が中古住宅を取得した時点で、新築された日から起算して 10 年を経過した住宅としているところ、5 年を経過した住宅とすること。また、税込みの建物価格に占めるリフォーム工事の総額の割合が 20%以上としているところ、10%以上とすること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 稲垣昭義

(提 出 先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

国土交通大臣

意見書案第16号

トラック運送事業者の持続可能な経営を維持するため国に更なる
役割を求める意見書案

上記提出する。

令和6年10月7日

提 出 者

総務地域連携交通常任委員長 野 村 保 夫

トラック運送事業者の持続可能な経営を維持するため 国に更なる役割を求める意見書案

トラック運送事業者は、国民の生活及び経済活動を支える社会インフラである物流の担い手として、重要な役割を果たしている。

一方、生産年齢人口の減少、本年4月からの時間外労働の上限規制への対応等による慢性的な労働力不足から、生産性の向上及び労働環境の改善への取組が急務となっている。

また、急激な円安の進行及び燃料油価格の高騰が続いており、国ではその影響を受ける家庭、企業等の負担を軽減するため、燃料油価格激変緩和対策事業を実施しており、度重なる延長をかけているものの、年内に終了が予定されていることから、更なる物流コストの増加が懸念される。しかしながら、多くのトラック運送事業者は、荷主企業に対する交渉力が弱く、コストに見合った適正な運賃及び料金が収受できておらず、事業存続の岐路に立たされている。

こうした中、国では令和5年6月に「物流革新に向けた政策パッケージ」をまとめ、本年3月に貨物自動車運送事業法に基づく標準的運賃を改定し、荷主企業への周知を行うなど、国を挙げて適正価格への転嫁の取組が進められているものの、荷主企業等の理解が進んでおらず、対応が遅れている状況である。

よって、本県議会は、国に対し、トラック運送事業者の持続可能な経営を維持できるよう、下記の措置を講じるよう強く求める。

記

- 1 燃料油価格激変緩和対策事業の更なる延長を行い、燃料油価格の高騰に対する支援を継続すること。
- 2 標準的運賃に基づく適正な運賃及び料金の収受の確保に向け、価格転嫁が進むよう、荷主企業等に対して更なる働きかけを行うこと。
- 3 長時間の荷待ち及びトラックドライバーに過度の負担を生じさせる労働を強要するような違反行為の疑いのある荷主企業等に対し、働きかけを行うこと。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 稲垣昭義

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

公正取引委員会委員長

意見書案第17号

日本型直接支払制度の拡充を求める意見書案

上記提出する。

令和6年10月7日

提 出 者

環境生活農林水産常任委員長 廣 耕 太 郎

日本型直接支払制度の拡充を求める意見書案

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動を支援する多面的機能支払制度、農業生産活動の継続を支援する中山間地域等直接支払制度等から構成される日本型直接支払制度により、各種支援が行われている。

しかし、近年の農村地域の更なる人口減少及び高齢化の進行により、地域の共同活動の人手が不足するなど農業生産活動の継続が困難な状況になってきており、地域活力の衰退及び多面的機能の低下が危惧されている。

こうした状況の中、平場の条件が不利な農地及び中山間地域等直接支払制度の対象外農地については、担い手等による農地の引受けが進まないことなどにより、生産活動が継続されず、耕作放棄地になっていくことが懸念されることから、このような農地についても営農を継続する農業者に対する支援を講じていくことが必要となっている。

よって、本県議会は、国に対し、農業者に寄り添ったきめ細かな支援を講じて、しっかりと農業者を支えられるよう、下記の事項の実現を強く求める。

記

- 1 多面的機能支払制度において、地域ぐるみで保全管理する農用地のうち、生産条件が不利な農用地を対象に、耕作放棄の防止に向けた農業生産活動の継続を後押しする新たな加算措置を創設すること。また、人口減少下であっても、地域資源の適切な保全管理が将来にわたって継続されるよう、作業の省力化を推進する新たな加算措置を創設すること。
- 2 中山間地域等直接支払制度において、一連の農用地であるものの傾斜度の違いから制度の対象とならない農用地についても、準緩傾斜の

基準を設けるなど、農業生産活動が継続されるよう制度を拡充すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 稲垣昭義

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

農林水産大臣

意見書案第18号

自動車関係諸税等の見直しを求める意見書案

上記提出する。

令和6年10月9日

提出者

総務地域連携交通常任委員長 野村保夫

自動車関係諸税等の見直しを求める意見書案

自動車には、取得・保有・走行の各段階において、複雑かつ過重な税負担が課せられており、道路特定財源の一般財源化により課税根拠が喪失した税の存続や消費税との二重課税といった様々な課題が指摘されている。また、自動車保険料、高速道路料金等の自動車に係る費用も、自動車ユーザーにとって大きな負担となっている。

自動車関係諸税等の簡素化や負担軽減は、自動車ユーザーの負担軽減のみならず、自動車が重要な交通手段となっている地方の経済活性化につながる。また、自動車関係諸税等の見直しにより、CASEといった次世代モビリティ及びカーボンニュートラルの促進を図ることで、持続可能で誰もが自由に安全な移動を享受できる社会の実現にもつながる。

よって、本県議会は、国に対し、自動車関係諸税等について、地方財政に影響を与えることのないよう、具体的な代替財源を確保することを前提として、下記の措置を講じるよう強く求める。

記

- 1 車体課税に関し、自動車重量税の「当分の間として措置される税率」を廃止するとともに、自動車税・軽自動車税の環境性能割について「被けん引車」を課税対象外とし、種別割の負担軽減を図るための措置を講じ、複雑な課税制度を簡素化すること。
- 2 燃料課税に関し、「当分の間として措置される税率」を廃止するとともに、複雑な課税制度を簡素化し、消費税との二重課税の解消を図るための措置を講ずること。
- 3 車体課税の税収は、CASEといった次世代モビリティの普及促進のための特定財源とするとともに、燃料課税の税収は、カーボンニュートラルの促進のための特定財源とすること。
- 4 自動車保険料を所得税の所得控除の対象とするなど、自動車の使用に係るユーザーの負担軽減を図るための措置を講ずること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 稲垣昭義

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

意見書案第19号

子どもの貧困対策等を踏まえた就学及び修学支援に関する制度の
拡充を求める意見書案

上記提出する。

令和6年10月9日

提 出 者

教育警察常任委員長 喜 田 健 児

子どもの貧困対策等を踏まえた就学及び修学支援 に関する制度の拡充を求める意見書案

厚生労働省の2022年国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は11.5%となり、子どもはおよそ9人に1人の割合で貧困状態にあると言える。

また、円安等による物価高及び実質賃金の低下が続き、子どもたちにとって厳しい経済状況となっている。

このような中、国においては、子ども・若者に関する施策、少子化の克服及び子どもの貧困に関する施策を総合的かつ一体的に進めるため、令和5年に「こども大綱」が策定されたところであり、本県においては、「三重県子ども条例」の改正及び「三重県こども計画（仮称）」の策定に向けた検討を進めているところである。

子どもの貧困対策を含めた子どもに関する施策を推進するには、支援を必要とする子どもたちや家庭に対して、相談体制を充実させる取組が必要であり、貧困の連鎖を断ち切るための教育に係る公的支援が求められている。

高等学校等就学支援金制度においては、標準修業年限を超えて在学している生徒への支給要件の見直しなど、高校生等奨学給付金制度においては、第1子と第2子以降に対する給付額の差の解消など、改善すべき課題が山積している。

よって、本県議会は、国に対し、子どもに関する施策の推進状況に鑑み、全ての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、就学及び修学支援に関する制度を更に拡充するよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 稲垣昭義

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策）

意見書案第20号

教職員の欠員等を速やかに解消する施策の実行並びに教職員定数
改善計画の策定及び実施並びに教育予算の拡充を求める意見書案

上記提出する。

令和6年10月9日

提 出 者

教育警察常任委員長 喜 田 健 児

教職員の欠員等を速やかに解消する施策の実行並びに教職員定数改善計画の策定及び実施並びに教育予算の拡充を求める意見書案

小学校の学級編制の標準が令和3年度から5年間で段階的に35人に引き下げられることとなったが、令和6年度の教職員定数は十分なものとはいえず、特別支援学級及び特別支援学校での引下げや、中学校及び高等学校での定数改善についても示されていない。

また、全国的に教職員の不足を背景とした教職員の未配置の問題が深刻化する中、本県の公立学校においても、年度当初から教職員の欠員が生じており、その状況は学期を追って深刻化している状況である。

教職員が心身共にゆとりを持って子どもたちと向き合い、日々の教育活動に取り組むことは、子どもたちの豊かな学びを保障するための基盤となるものであり、子どもたちの安心・安全につなげるためにも、教職員の欠員等を速やかに解消する施策の実行並びに全ての校種における新たな教職員定数改善計画の策定及び実施が求められている。

さらに、日本の教育費はOECD加盟諸国と比べ、私費負担の割合が高くなっている。実際に、物価等の生活費の高騰の影響、教育のICT化に伴う費用の保護者負担等、家計への負担増加が続いている。これらの教育課題を解決するためには、必要な予算を措置し、教育環境の整備を進めていくことが必要である。

よって、本県議会は、国に対し、教職員の欠員等を速やかに解消する施策の実行並びに新たな教職員定数改善計画の策定及び実施並びに教育予算の拡充を行うよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 稲垣昭義

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

意見書案第 2 1 号

学校における防災対策の充実を求める意見書案

上記提出する。

令和 6 年 1 0 月 9 日

提 出 者

教育警察常任委員長 喜 田 健 児

学校における防災対策の充実を求める意見書案

学校施設は、子どもたちが学習する場であるにとどまらず、本県内の公立学校の多くが災害時における地域住民の避難所に指定されているなど、地域防災の観点からも非常に重要な役割を担っている。

しかしながら、本県には避難所指定を受けながらも津波浸水想定区域内に立地している公立学校が多くあるため、早急に公立学校の津波対策が実施できるよう、国庫補助事業の要件の緩和・拡充等が求められる。

また、避難所の運営に関しては、それぞれの自治体が施設、スペース、資材及び人材を十分に確保することに加え、外国人、高齢者、障がい者、女性、乳幼児等への配慮など、改善すべき課題が山積しているといえる。これらの課題に対してそれぞれの自治体が十分に対応していくためには、国からの財政的支援の充実が不可欠である。

よって、本県議会は、国に対し、子どもたち等の安全・安心を確保するため、巨大地震等による災害を想定した学校における防災対策の更なる充実に取り組むよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 稲垣昭義

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣 (防災)

意見書案第 2 2 号

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案

上記提出する。

令和 6 年 1 0 月 9 日

提 出 者

教育警察常任委員長 喜 田 健 児

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である無償制及び機会均等を保障し、教育水準の維持向上を図るため、国が必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度である。

教育の機会均等を確保し、その水準の維持向上を図る義務教育の基盤を作るためには、教職員の確保、適正配置及び資質の向上、教育環境整備等の諸条件を保障すべきであり、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠である。

教育のICT化が急速に進められ、多くの自治体で一人一台端末が整備されたものの、統合型校務支援システムの整備状況及び学校ネットワークの通信回線の帯域確保の状況については、自治体間格差が生じている。また、教員以外の情報通信技術支援員等についても地方財政措置はあるものの、結果として自治体間格差が生じている。教育に自治体間格差を生じさせることなく、義務教育の水準を安定的に確保するためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源の確保とその対象の拡大、更にはその増額が必要である。

自治体の財政状況に影響されることのない確固とした義務教育費国庫負担制度によって、未来を担う子どもたちに豊かな学びを平等に保障することは、社会の基盤を作る上で極めて重要である。

よって、本県議会は、国に対し、義務教育費国庫負担制度が、措置対象の拡充を含め、更に充実されるよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 稲垣昭義

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

意見書案第23号

同性婚の法制化に係る議論の促進を求める意見書案

上記提出する。

令和6年10月9日

提出者

吉田 紋華

稲森 稔尚

同性婚の法制化に係る議論の促進を求める意見書案

同性婚を認めない民法及び戸籍法の規定は日本国憲法に違反するとし、平成 31 年以降、全国 5 地方裁判所で訴訟が提起され、札幌地方裁判所及び名古屋地方裁判所では違憲、東京地方裁判所及び福岡地方裁判所では違憲状態、大阪地方裁判所では合憲との判断が下された。

令和 6 年 3 月の札幌高等裁判所においては、憲法第 24 条第 1 項について、同性間の婚姻も異性間と同じ程度に保障しているという判断が全国で初めて示され、同性愛者は婚姻による社会生活上の保障を受けられないことにより著しい不利益を受けていることなどから、民法及び戸籍法の婚姻に関する諸規定が同性間の婚姻を認めていないことは憲法第 24 条等に違反すると判断された。

また、国内の世論でも、報道機関による令和 5 年 2 月の調査では、同性婚を法律で認めることに賛成という回答が 7 割を超えており、反対と回答した割合を大きく上回っている。

さらに、令和 5 年 5 月に広島市で開催された主要 7 개국首脳会議では、首脳宣言に「あらゆる人々が性自認、性表現あるいは性的指向に関係なく、暴力や差別を受けることなく生き生きとした人生を享受することができる社会を実現する」との文言が盛り込まれた。

したがって、我が国においても、同性婚を可能とする婚姻制度について、より一層の議論が必要である。

よって、本県議会は、国に対して、早急に同性婚の法制化に係る議論を促進することを強く求める。

以上のとおり、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 稲垣昭義

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

意見書案第24号

緊急浚渫推進事業債の延長を求める意見書案

上記提出する。

令和6年10月9日

提出者

荊原広樹

龍神啓介

辻内裕也

吉田紋華

芳野正英

中瀬信之

石垣智矢

山内道明

稲森稔尚

小島智子

村林 聡

長田隆尚

緊急浚渫推進事業債の延長を求める意見書案

地方公共団体は、台風、集中豪雨等への備えとして、管理河川の越水、堤防の決壊等を防止するための堆積土砂撤去、河川内の樹木の伐採、砂防堰堤えんにおける土石流抑制機能を維持管理するための堆積土砂掘削等の対策が求められている。しかし、従来は財政的な事情から浚渫事業しゅんせつを十分に進めることが困難な状況であった。

こうした中、近年の気候変動の影響により大規模な浸水被害等が全国で相次ぎ、対策の必要性がより一層高まったことから、地方公共団体が緊急かつ集中的に浚渫事業に取り組み、危険箇所を解消できるよう、国において令和2年度から令和6年度までを事業期間とする緊急浚渫推進事業債が創設された。

本県では、この制度を活用して予算を確保し、河川氾濫の発生が危惧される箇所及び土砂の堆積が著しい箇所を中心に堆積土砂撤去等の取組を加速している。

その結果、令和5年度までに河川で67万 m^3 、砂防で32万 m^3 の堆積土砂の撤去が完了し、河川の流下能力及び砂防堰堤の土石流抑制機能の回復が図られ、周辺住民等地域から安心の声が数多く届いているなど、対策は確実に効果を発揮している。

特に、二級河川安濃川等では、令和6年8月26日から9月2日にかけて台風10号の影響により過去に浸水被害が発生した大雨と同規模の雨量を観測した。しかし、これらの河川では、堆積土砂撤去等を実施していたため、水位の上昇が軽減され、家屋の浸水被害は発生せず、地域の安全が確保されることとなった。

一方で、対策を必要とする箇所は県内に数多く残されており、地域から堆積土砂撤去等を求める声は多い。加えて、令和6年9月に能登半島を豪雨が襲い、河川氾濫又は土石流が相次いで発生したように、今後も台風等による被害及び新たな土砂、流木等の発生が懸念される。

県民の生命、人家、田畑等の財産を守り、県民が安心して暮らせるよう、引き続き、手を緩めることなく対策を進めることが必要不可欠である。

よって、本県議会は、国に対し、緊急浚渫推進事業債について、令和7年度以降の延長を図ることを強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 稲垣昭義

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

意見書案第25号

相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する意見書案

上記提出する。

令和6年10月9日

提出者

荊原 広 樹

吉 田 紋 華

芳 野 正 英

中 瀬 信 之

稲 森 稔 尚

小 島 智 子

相次ぐ米軍構成員等による女性への 性的暴行事件に関する意見書案

昨年12月、米軍嘉手納基地所属の空軍兵が県内に住む16歳未満の少女を車で連れ去り、性的暴行を加えたとして、わいせつ目的誘拐及び不同意性交等の罪で那覇地方検察庁によって起訴されていたことが、本年6月の報道により発覚した。また、同件の発覚に伴い、沖縄県では令和5年1月から令和6年5月末までの間に他に4件の性的暴行事件があったことが新たに判明した。さらに、青森県、東京都、神奈川県、山口県、福岡県及び長崎県においても、米軍構成員等による性犯罪が関係地方公共団体に情報共有されていなかった又は公表されていなかったことが報道で明らかになっている。

公共の安全等に影響を及ぼす可能性がある在日米軍に係る事件又は事故が発生した場合の通報体制については、「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続」が平成9年3月の日米合同委員会において合意されている。しかし、今回明らかとなった事件について、関係地方公共団体へ通報はされていなかった。

今回明らかとなった事件について、被害者の心中を思うと、これを看過することはできない。おりしも本県においては、性暴力被害の理不尽さ、回復への道のりの厳しさ等から、性暴力を排除する三重県づくりを進める条例策定に向け、懇話会を開催し議論を深めているところである。多くの被害者が今なお苦しみを続けており、安心して生きることが脅かされ続ける現状を変えなければならない。

よって、本県議会は、国に対し、人々の生命及び身体を守るため、今回の事件について厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く求める。

記

- 1 性的二次被害（セカンドレイプ）の防止を徹底し、被害者への支援及

び丁寧な精神的ケアを行うこと。

- 2 米軍構成員等による犯罪事案については、被害者のプライバシーを守ることを第一に、政府内における性犯罪などの非公表事案の情報共有のあり方について検討及び改善を行い、関係地方公共団体への迅速な通報を行うこと。
- 3 関係地方公共団体へ迅速な通報がされるよう、日米合同委員会でその方策を協議すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 稲垣昭義

(提 出 先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

沖縄県基地負担軽減担当大臣

内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）

令和6年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その9)																																																
区 分	件 名	概 要																																														
◎その他議案 (1件) 総務部	【議案第 123 号】 公害審査会委員の選任につ き同意を得るについて	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>件</td> <td rowspan="5" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">議案 1件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>公害審査会委員に次の者を選任するにあたり、公害紛争処 理法第16条第1項の規定に基づき同意を得るもの</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">鈴鹿市</td> <td style="width: 50%;">石 川 慎 司</td> </tr> <tr> <td>四日市市</td> <td>石 川 友 裕</td> </tr> <tr> <td>愛知県名古屋市</td> <td>大八木 麻 希</td> </tr> <tr> <td>滋賀県彦根市</td> <td>工 藤 慎 治</td> </tr> <tr> <td>四日市市</td> <td>小 島 健 史</td> </tr> <tr> <td>津市</td> <td>小 西 博 之</td> </tr> <tr> <td>愛知県東海市</td> <td>佐 野 泰 基</td> </tr> <tr> <td>津市</td> <td>下 井 良 子</td> </tr> <tr> <td>愛知県名古屋市</td> <td>中 川 書 子</td> </tr> <tr> <td>津市</td> <td>古 田 さ と り</td> </tr> <tr> <td>松阪市</td> <td>古 松 本 金 矢</td> </tr> <tr> <td>愛知県名古屋市</td> <td>光 田 金 恵</td> </tr> <tr> <td>京都府京都市</td> <td>森 田 明 美</td> </tr> </table>	予 算	件	}	議案 1件	条 例	件	その他議案	1件	認 定	件	報 告	件	提 出	件			計	1件			鈴鹿市	石 川 慎 司	四日市市	石 川 友 裕	愛知県名古屋市	大八木 麻 希	滋賀県彦根市	工 藤 慎 治	四日市市	小 島 健 史	津市	小 西 博 之	愛知県東海市	佐 野 泰 基	津市	下 井 良 子	愛知県名古屋市	中 川 書 子	津市	古 田 さ と り	松阪市	古 松 本 金 矢	愛知県名古屋市	光 田 金 恵	京都府京都市	森 田 明 美
予 算	件	}	議案 1件																																													
条 例	件																																															
その他議案	1件																																															
認 定	件																																															
報 告	件																																															
提 出	件																																															
計	1件																																															
鈴鹿市	石 川 慎 司																																															
四日市市	石 川 友 裕																																															
愛知県名古屋市	大八木 麻 希																																															
滋賀県彦根市	工 藤 慎 治																																															
四日市市	小 島 健 史																																															
津市	小 西 博 之																																															
愛知県東海市	佐 野 泰 基																																															
津市	下 井 良 子																																															
愛知県名古屋市	中 川 書 子																																															
津市	古 田 さ と り																																															
松阪市	古 松 本 金 矢																																															
愛知県名古屋市	光 田 金 恵																																															
京都府京都市	森 田 明 美																																															

令和6年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その10)

区 分	件 名	概 要											
<p>◎認定 (12件)</p>	<p>【認定第 5 号】 令和5年度三重県一般会計 歳入歳出決算</p> <p>【認定第 6 号】 令和5年度三重県県債管理 特別会計歳入歳出決算</p> <p>【認定第 7 号】 令和5年度地方独立行政法 人三重県立総合医療セン ター資金貸付特別会計歳入 歳出決算</p> <p>【認定第 8 号】 令和5年度三重県国民健康 保険事業特別会計歳入歳出 決算</p> <p>【認定第 9 号】 令和5年度三重県母子及び 父子並びに寡婦福祉資金貸 付事業特別会計歳入歳出決 算</p> <p>【認定第 10 号】 令和5年度三重県立子ども心 身発達医療センター事業特 別会計歳入歳出決算</p> <p>【認定第 11 号】 令和5年度三重県就農施設 等資金貸付事業等特別会計 歳入歳出決算</p> <p>【認定第 12 号】 令和5年度三重県地方卸売 市場事業特別会計歳入歳出 決算</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算 件</td> <td rowspan="6" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="6" style="vertical-align: middle;">議案0件</td> </tr> <tr> <td>条 例 案 件</td> </tr> <tr> <td>その 他 議 案 件</td> </tr> <tr> <td>認 定 12 件</td> </tr> <tr> <td>報 告 3 件</td> </tr> <tr> <td>提 出 1 件</td> </tr> <tr> <td>計 16 件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの</p> <p>地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの</p> <p>地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの</p> <p>地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの</p> <p>地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの</p> <p>地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの</p> <p>地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの</p> <p>地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの</p>	予 算 件	}	議案0件	条 例 案 件	その 他 議 案 件	認 定 12 件	報 告 3 件	提 出 1 件	計 16 件		
予 算 件	}	議案0件											
条 例 案 件													
その 他 議 案 件													
認 定 12 件													
報 告 3 件													
提 出 1 件													
計 16 件													

区 分	件 名	概 要
◎報告 総務部 (3件)	【認定第 13 号】 令和5年度三重県林業改善 資金貸付事業特別会計歳入 歳出決算	地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの
	【認定第 14 号】 令和5年度三重県沿岸漁業 改善資金貸付事業特別会計 歳入歳出決算	地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの
	【認定第 15 号】 令和5年度三重県中小企業 者等支援資金貸付事業等特 別会計歳入歳出決算	地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの
	【認定第 16 号】 令和5年度三重県港湾整備 事業特別会計歳入歳出決算	地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの
	【報告第 20 号】 私債権の放棄について	三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例第15条 の規定に基づくもの
<参考> 環境生活部:1件 42,877円 教育委員会:1件 410,300円 警察本部:2件 3,908,400円 合 計 :4件 4,361,577円		

区 分	件 名	概 要
総務部 つづき	<p>【報告第 21 号】 令和5年度決算に係る健全化 判断比率について</p>	<p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の 規定に基づくもの</p>
	<p>＜参考＞</p> <p>○健全化判断比率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質赤字比率 －％(－％) 【3.75】 ・連結実質赤字比率 －％(－％) 【8.75】 ・実質公債費比率 11.6％(12.1％) 【25.0】 ・将来負担比率 164.5％(169.4％) 【400.0】 <p>※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率については、対象となる会計が黒字であり、 比率が算定されないため、「－」を表示している。()は昨年度の数値。</p> <p>※ 比率の右横の【 】内の数値は早期健全化基準を示す。本県においては、 いずれの数値も早期健全化基準を上回っていない。</p>	
	<p>【報告第 22 号】 令和5年度決算に係る資金不 足比率(特別会計分)につい て</p>	<p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の 規定に基づくもの</p>
	<p>＜参考＞</p> <p>○資金不足比率</p> <p>令和5年度決算において、地方卸売市場事業特別会計、港湾整備事業特別会計のいずれも資金剰余 (黒字)であるため、資金不足比率が算定されない。</p>	

区 分	件 名	概 要
◎提出 (1件)	令和5年度三重県内部統制 評価報告書	地方自治法第150条第6項の規定により、内部統制の整備状 況及び運用状況について評価した報告書を監査委員の意見を 付けて提出するものである。

議員派遣一覧表

<p>1 第24回都道府県議会議員研究交流大会</p> <p>(1) 派遣目的 都道府県議会でも共通する政策課題等についての情報や意見の交換を行うとともに、大会参加を通じて議員間の一層の連携を深め、もって地方分権の時代に即応した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資することを目的とする。</p> <p>(2) 派遣場所 東京都</p> <p>(3) 派遣期間 令和6年11月12日 1日間</p> <p>(4) 派遣議員 芳野 正英 議員 小島 智子 議員 杉本 熊野 議員 石田 成生 議員 東 豊 議員 中森 博文 議員</p>
<p>2 令和6年度近畿自動車道紀勢線建設促進協議会促進大会</p> <p>(1) 派遣目的 近畿自動車道紀勢線建設促進協議会は、地域開発ならびに住民福祉の増進の基盤となる近畿自動車道紀勢線の建設について、三重県、和歌山県及び関係市町村が緊密な連携を保ちつつ促進することを目的として、平成10年11月に設立された。 今回、近畿自動車道紀勢線の早期完成を図るために開催される、令和6年度近畿自動車道紀勢線建設促進協議会促進大会へ参加するものである。</p> <p>(2) 派遣場所 東京都</p> <p>(3) 派遣期間 令和6年11月19日 1日間</p> <p>(4) 派遣議員 藤根 正典 議員 村林 聡 議員 東 豊 議員 西場 信行 議員</p>
<p>3 地方議会活性化シンポジウム2024</p> <p>(1) 派遣目的 地方議会活性化シンポジウム2024に参加することで、各地方議会において活躍している多様な人材や先駆的に取り組まれている多様な実践に触れるとともに、議会への多様な人材の参画促進や議会審議の充実・活性化等について議論を行うことを目的とする。</p> <p>(2) 派遣場所 東京都</p> <p>(3) 派遣期間 令和6年11月29日 1日間</p> <p>(4) 派遣議員 荊原 広樹 議員 川口 円 議員 中瀬古初美 議員 長田 隆尚 議員 中嶋 年規 議員 青木 謙順 議員</p>

10月18日の議事予定

開 議

諸報告

- ・付託議案審査報告書並びに請願審査結果報告書の提出について
- ・意見書案の提出について
- ・議案、認定議案及び監査委員の審査意見書の配付について
- ・地方財政健全化法に基づく監査委員の審査意見書の配付について
- ・令和5年度三重県内部統制評価報告書及び監査委員の同審査意見書の配付について
- ・職員の給与等に関する報告及び勧告の配付について

日程第1 議案第110号から議案第121号まで
〔委員長報告、討論、採決〕

日程第2 認定第1号から認定第4号まで
〔委員長報告、討論、採決〕

日程第3 請願の件
〔討論、採決〕

日程第4 意見書案第13号から意見書案第25号まで
〔討論、採決〕

日程第5 常任委員会の調査事項に関する報告の件

日程第6 議案第123号
〔提案説明、採決〕

日程第7 認定第5号から認定第16号まで
〔提案説明、委員会付託〕

日程第8 議員派遣の件

休会の件
散 会